

川口市マンション防災組織育成指導要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川口市マンション管理適正化推進条例（以下「マンション条例」という。）第9条第3項の規定に基づき、マンションに係る防災組織の育成及び指導等について必要な事項を定めることにより、効率的で効果的な防災活動を促し、地域防災力の向上に資することを目的とする。ただし、単独の自治会を設立しているマンションについては、川口市自主防災組織育成指導要綱を適用するものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 自主防災組織 住民の隣保協同の精神に基づき、町会又は自治会（以下「町会等」という。）を単体として自発的に防災に関する活動を行う団体のことをいう。
- (2) 防災組織 マンションの居住者等の生命、財産及び安全安心な居住環境の保護のためにマンションの住民が自発的に立ち上げた組織をいう。
- (3) 防災リーダー 組織の活動の活性化に寄与することを目的として、市長が認定した者のことをいう。

(育成指導方針)

第3条 市が実施する育成指導方針は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 防災組織の育成及び指導にあたっては、マンション住民の自主性を尊重し、マンションの実情に応じ災害発生時に有効な防災活動が行われるよう指導するものとする。
- (2) 防災組織が実施する防災訓練等の事業をより充実したものにするために、防災リーダーの育成を促進するものとする。

(担当機関)

第4条 防災組織の育成及び指導は、危機管理部危機管理課及び消防局等が共同して行うものとし、総括的事務は危機管理部危機管理課において行うものとする。

(防災組織の結成及び編成)

第5条 防災組織は、既存の地域防災団体、地域内の事業所、町会・自治会等、消防団、防災リーダー、マンション管理組合等と有機的に連携し、機能的に一体化を図るとともに、防災面におけるコミュニティの形成に資するよう努めるものとする。

2 防災組織を結成又は変更しようとする者は、〇〇マンション防災組織（結成・変更）報告書（様式第1号）に規約、役員名簿、組織編成図、区域図その他市長が必要と認める書類を添えて提出しなければならない。

3 防災組織の名称は、組織相互の連絡調整のため統一を図るよう努めるものとし、〇〇マンション防災組織とする。

4 防災組織に次の各号に掲げる役員を置くものとする。

- (1) 本部長
- (2) 副本部長
- (3) 班長
- (4) 会計
- (5) 監査役

5 防災組織に次のとおり本部及び各班を設置し、各班から班長を選出するものとする。

- (1) 本部（本部長、副本部長、会計、監査役及び各班長等で編成する。）
- (2) 情報班
- (3) 消火班
- (4) 救出救護班
- (5) 避難誘導班
- (6) 給食給水班

6 組織の任務分担は、別図1の例に掲げるとおりとする。

（防災組織結成後の指導助言）

第6条 防災組織結成後に行う防災訓練、研修会、その他防災活動の実施に伴う指導助言は、危機管理部危機管理課、消防局、防災関係機関、防災リーダー等が行い、町会・自治会等の自主防災組織が協力するものとする。

（防災リーダーの育成）

第7条 市は、第1条に規定する目的を達成するために、マンション条例第8条第3項に定める防災リーダーを積極的に育成するものとする。また、防災リーダーは、同第2項に定める防災訓練等の事業へ積極的に参画するものとし、組織構成員の防災意識を高揚させるなど地域防災力の向上に向けた防災組織活動の活性化に寄与するものとする。

（災害補償等）

第8条 災害対策基本法第65条第1項の規程による応急措置の業務に従事したことにより負傷、疾病、死亡、障害等となったときの補償については、川口市消防団員等公務災害補償条例（昭和32年条例第7号）によるものとする。

2 市が主催する防災訓練又は防災組織が市長に届け出て、その指導を受けて実施する防災訓練に参加した者が、その参加によって負傷又は死亡したときの補償については、川口市防火防災訓練災害補償規則（昭和57年規則第31号）によるものとする。

（雑則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年2月1日から施行する。